再生手続終結

平成２１年（再）第１０号
神奈川県綾瀬市早川2647番地５
再生債務者　有限会社三沢塗装工業所
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項後段に定める事由がある。
平成25年９月３日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（再）第２号
兵庫県伊丹市北本町２丁目139番地１
再生債務者　山崎総合設計株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定後３年を経過した。
平成25年９月２日　神戸地方裁判所伊丹支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第３６号
埼玉県春日部市備後東３丁目19番44号
再生債務者　東出　良亘
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月８日から平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再イ）第２５号
千葉県匝瑳市八日市場ロ251番地
再生債務者　石﨑　雅也
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月８日から平成25年10月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第２号
長崎県島原市城内２丁目1037番地　城内ハイツ２
再生債務者　橋元　直俊
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月７日から平成25年10月21日まで
長崎地方裁判所島原支部再生係

平成２５年（再イ）第３号
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲819番地　岡団地Ｃ棟201号
再生債務者　村上　龍一
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月８日から平成25年10月22日まで
長崎地方裁判所島原支部再生係

平成２５年（再イ）第６０号
神戸市長田区雲雀ヶ丘３丁目４番23号
再生債務者　清水　幸俊
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月30日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月７日から平成25年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第８号
宮城県大崎市古川狐塚字原嶋13番地５
再生債務者　菅原　安之
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月15日から平成25年10月29日まで
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２５年（再イ）第２１号
茨城県水戸市元吉田町2225番地の５
再生債務者　後藤　正和
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月15日から平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（再イ）第２３号
茨城県鉾田市中居1415番地50
再生債務者　奥田　飛鳥
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月15日から平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（再イ）第３６号
川崎市麻生区百合丘３丁目22番地　２―101
再生債務者　兒玉　良三
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月15日から平成25年10月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（再イ）第５９号
堺市堺区南半町西３丁７番７号
再生債務者　田中工業こと　田中　誉久
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月８日から平成25年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第６９号
大阪府羽曳野市野272番地の12
再生債務者　阪口　彩子
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月８日から平成25年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第７６号
堺市南区土佐屋台1559番地マーベラス泉ヶ丘Ⅱ206号、前住所堺市南区晴美台２丁１番４―101号
再生債務者　池田　賢二
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月８日から平成25年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第３８号
兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の13　城の宮第１団地４Ｂ―502号
再生債務者　宮武　正次
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月15日から平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（再イ）第２６号
奈良市学園中５丁目555番地　エステムコート学園前611号
再生債務者　今西　靖弘
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月９日から平成25年10月23日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（再イ）第１７号
広島県福山市西深津町５丁目５番21号
再生債務者　石田　　淳
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月８日から平成25年10月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（再イ）第２号
徳島県那賀郡那賀町延野字王子原44番地
再生債務者　中野　栄治
１　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月15日から平成25年10月22日まで
徳島地方裁判所阿南支部